

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 27 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2006 年 5 月 15 日 (月) ~ 5 月 19 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

## 議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案 (ステップ 4)
4 .	手続マニュアル中のコーデックス分析用語の見直し
5 . a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の分析法評価規準への変換
6 .	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する試験法の規準
7 .	ダイオキシン類及び PCB 類の定量のための分析法
8 .	IUPAC/ISO/AOAC の外部精度管理に関するプロトコルの改訂
9 .	サンプリングの不確かさ
10 .	分析法に関する国際機関間会合の報告
11 .	その他の事項及び今後の作業
12 .	次回会合の日程及び開催地
13 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2006 年 5 月 13 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催された。

## 第 27 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の結果概要

### 1. 開催日及び場所

平成 18 年 (2006 年) 5 月 15 日 (月) ~ 5 月 19 日 (金)  
ハンガリー (ブダペスト)

### 2. 参加国及び国際機関

46 加盟国、EC 及び 13 国際機関から 132 名が参加した。

### 3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	宮廻 昌弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 係長	山本 秀行
国立医薬品食品衛生研究所食品部 室長	松田 りえ子
国立医薬品食品衛生研究所食品部 主任研究員	渡邊 敬浩
独立行政法人食品総合研究所食品分析研究領域長 (テクニカルアドバイザー)	安井 明美
社団法人日本食品衛生協会	杉本 敏明
社団法人日本食品衛生協会	井上 誠

以下は、主要な議題のみを抜粋

#### 1. 分析法の評価・選択

分析法が適切であるか評価するためのガイドライン案 (「規準」に合致した分析法の判定) [議題 3a]

案文を作成したニュージーランドより、文書についてのプレゼンテーションがなされた後、今後の進め方についての議論がなされた。内容が複雑すぎるので簡潔で理解しやすい内容にすべき、分かりやすい事例を追加すべき、新しい考え方なので科学的検証が必要であり雑誌に投稿すべきなどの発言があった。

結果として、ステップ 6 に戻し、作業部会 (わが国も参加) の支援を得て、ニュージーランドが修正案を次回会合までに作成することとなった。

微量元素分析法の「規準」化 [議題 5b]

この文書において提案された規準をどう取り扱うかの議論がなされた。その結果、スウェーデンが規準を見直した文書を作成し、その規準について次回会合で検討するとともに、これまでのやり方 (個別分析法の承認) を継続するか、規準を使ったやり方に切り替えるか、両方平行して行うか検討することとなった。

分析値の違いに起因する貿易紛争の解決法のガイドライン原案 [議題 3b]

多くの部分についてコメントがあり、長時間の議論が行われた。日本からのコメントは多くが反映された。案文作成国のフランスはステップ 5/8 に進めるよう提案したが、多くの国が受け入れずステップ 5 に進められることとなった

## 2. 分析結果の行政への活用

### サンプリングの不確かさ〔議題9〕

内容の議論は行われず、次回会合までに公表される予定の EURACHEM（ヨーロッパ各国の化学分析機関のネットワーク）の報告書の内容を踏まえ、次回会合で作業継続の必要性を検討することが合意された。

## 3. その他

### 手続きマニュアルに掲載されているサンプリング手続きに関する原則の改訂〔議題2〕

「サンプリングに関する一般ガイドライン」が策定されたことに伴う手続きマニュアルの改訂。日本が改訂案を次回会合までに作成することが合意された。

コーデックス食品規格（果実ジュース及びネクターの一般規格、即席めんの規格原案、乳製品の規格、グルテンフリー食品の規格）に含まれる分析・サンプリング法の承認。〔議題5a〕

わが国が提案した即席めんの水分分析法が承認された。

### GMO 検出法のための「規準」〔議題6〕

作業を進めることについて複数の国が支持を表明した。一方、米国は、コーデックス規格に分析法を必要とする具体的な規程がないので作業は不要であり、その代わり、分析法に関する文書をFAOから公表すべきと提案した。内容について、技術的な観点から多くの問題があることが指摘されたが、詳細の議論は行われなかった。その結果、次回会合までに各国のコメントを考慮し、ドイツ及び英国が関心のある代表団の助けを得て、修正版を作成することとされた。